

2024年 4月25日

各位

飯塚事件第2次再審請求、5月中に決定！

裁判所への要請署名、はがきへの緊急のお願いします。

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会
日本国民救援会福岡県本部
福岡市中央区大名2-2-51-403
TEL・FAX 092-713-0144

飯塚事件の再審をもとめる運動へのご支援、ご協力に感謝申し上げます。
第2次再審請求審の可否の決定が5月中にだされることがわかりました。
再審開始決定を勝ち取るために、緊急のお願いをいたします。

死刑判決は、久間さんを犯人とする「直接証拠は存在しない」「個々の情況事実でも単独では犯人と断定できない」が「情況事実を総合すれば、犯人と認定できる」として「目撃供述」を情況事実の柱にしています。

第2次再審請求審で、2人がその目撃供述を弾劾する証言（新証拠）をおこない、死刑判決の根幹は崩壊しました。（証言要旨は裏面参照）

- 1、木村証言は、判決の死亡推定時間（9時30分）を否定し、11時頃に八丁峠で男（久間さんとされている）が発見された時には事件は発生していないことを明らかにしました。
- 2、O女証言は、三叉路での誘拐に重大な疑問を生じさせ、女兒と久間さんとの接点はなかったこと、捜査員の誘導の虚偽だったことを明らかにしました。いずれも、久間三千年さんに「無罪を言い渡すべき新規、明白な証拠」です。緊急ですが、以下の取り組みにご支援、ご協力をお願いします。

- 1 裁判所に署名、はがきや手紙で、再審を開いてください、の要請をお願いします。

〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-4

福岡地方裁判所 第4刑事部 裁判長 鈴嶋晋一 殿

- 2 友人知人に、飯塚事件を知らせ、再審をもとめる運動をひろげてください。
- 3 支援募金にご協力をおねがいします。

☆署名送付先 〒810-0041 中央区大名2-2-51-403

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

☆募金送金先 ゆうちょ銀行振替 01770-2-153418

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

〒810-0044 中央区六本松4-2-4

福岡地方裁判所第4刑事部 裁判長 鈴嶋晋一 殿

再審で、「無実の市民が誤った裁判で死刑に処されたのではないか？」という疑問や不安をなくす「正義の審判」をもとめます。

第2次再審請求審で死刑判決を覆す新事実が明らかになりました。

(1) 判決の死亡推定時間(犯行時間)をゆるがす、木村証言

木村証言は、事件当日の1992年2月20日午前11時ころ、「八木山バイパスで白の軽自動車に女児を目撃した。」という新事実を明らかにしました。

木村証言は、①判決の死亡推定時刻の午前9時30分以降も女児は生存していたこと、②T氏が八丁峠で不審者と男を目撃したとされる午前11時ころには、女児は生存しており事件(殺害)はまだ発生していなかったこと、したがって、T氏が目撃した不審車が犯人車で、男が犯人とする状況にはなかった、T氏の目撃供述は信用できないことを証明するものです。

一方、当時の新聞にも、当日の午後に本町商店街での目撃報道など、判決の死亡推定時間を否定する報道が多数あります。

(2) 判決の誘拐場所と時間をゆるがす、女性の証言

女性の証言は、「8時30分ころ、潤野の三叉路で女児2人を目撃した、という供述調書は、捜査員に誘導されたもので当日は目撃していない。」という新事実を明らかにしました。

この新証言は、誘拐場所と時間を不明にし、①判決が8時30分～50分の間に三叉路北側で誘拐した、とする認定はできないこと、②当時三叉路付近にいたI氏が目撃した車両を誘拐犯人車(久間車)とする認定は、誘拐場所と時間が不明な状況では全くの推測であり信用できないことを証明するものです。

第1次再審請求では、当時のDNA型鑑定の信用性を否定しました。

これらの新事実は、死刑判決に「合理的疑い」を生じさせるものです。

再審で、証拠に裏付けられた事実で事件の真相を明らかにすべきです。

以上

* 事件に関する情報を弁護団にお寄せ下さい。

弁護団連絡先 岩田務法律事務所 TEL092-711-9955 (F)092-711-9966

* 連絡先 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部

〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL・fax 092-713-0144